

【上下水道部合川庁舎非常照明設備修繕】 仕様書

- 1 件名 上下水道部合川庁舎非常照明設備修繕
- 2 履行場所 久留米市合川町2190番地3 上下水道部合川庁舎
- 3 履行期間 契約の翌日から令和5年3月26日まで
- 4 業務内容 上下水道部合川庁舎の非常照明設備に関する不具合を修繕するもの
下記のダウンライト型非常照明の撤去更新（一部移設を含む）および増設
- ① K1-LRS11-1（別紙「平面図」との突合No.：a091）： 9基
 - ② K1-LRS11-2（別紙「平面図」との突合No.：a101）： 17基
 - ③ LALE-004（別紙「平面図」との突合No.：a102）： 27基
 - ④ K1-LRS11-3（別紙「平面図」との突合No.：a131）： 2基
 - ⑤ LALE-006（別紙「平面図」との突合No.：a132）： 16基
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
- (1) 修繕作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
 - (2) 作業日時は、市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
原則、執務室や来庁者が使用する供用部分の作業は業務時間外に行うこと。
 - (3) 修繕に伴い発生した廃棄物は、関連法令等に従い適正に処分すること
- 6 その他 **【暴力団排除に関する事項】**
受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。
- 【障害者差別解消の推進に関する事項】**
受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。